

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書

(申請書記入日) 年 月 日

札幌市長 様

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の講座を受講したいので、対象講座の指定を申請します。

氏 名	フリガナ	生年月日	
		_____年__月__日生 (____歳)	
住 所	(〒 _____ )	電話 ( _____ )	
受講施設の名称			
講座の名称	<input type="checkbox"/> 通学制・ <input type="checkbox"/> 通信制 <input checked="" type="checkbox"/> 通学制・通信制併用		
受講科目	1	2	3
	5	6	7
試験を免除できる科目			
受講期間	_____年__月__日 ~ _____年__月__日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学料 _____ 円 + 受講料 _____ 円 = 合計 _____ 円		
過去の受給の有無	過去に当該事業を活用したことが ある ・ ない		
高等学校等就学支援金の対象の有無	受講講座が高等学校等就学支援金の対象と なる ・ ならない		
※児童扶養手当の受給証明	上記申請者は、児童扶養手当の受給者であることを証明する。 証書番号 _____ 有効期限 _____ 年 月 日 (担当者氏名) _____ 印		
備考			

## (注意事項)

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料です。(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。)
- 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 4割相当額 (ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、通学制・通信制併用の場合は20万円が限度) です。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 5割相当額 (受講開始時給付金を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額) (ただし、受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と併せて12万5千円、通学制・通信制併用の場合は25万円が限度) です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の 1割相当額 (ただし、受講方法が通信制の場合

は受講開始時給付金、受講修了時給付金と併せて 15 万円、通学制・通信制併用の場合は 30 万円が限度）です。

- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合は、その旨報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、次の時期にあらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
  - (1) 受講開始時給付金 受講を開始してから 30 日以内
  - (2) 受講修了時給付金 受講を終了してから 30 日以内
  - (3) 合格時給付金 合格証書に記載されている日から起算して 40 日以内
- 8 7 の申請に係る添付書類
  - (1) 7 の各号共通
    - ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本（戸籍記載全部事項証明書）又は抄本（戸籍記載一部事項証明書）
    - イ 世帯全員の住民票の写し
    - ウ 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合）、又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合は、前々年の額）の所得の額等についての証明書
    - エ 受講対象講座指定通知書
    - オ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 受講開始時給付金に関するもの  
受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
  - (3) 受講修了時給付金に関するもの
    - ア 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者が受講を修了したことを証明する書類
    - イ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
  - (4) 合格時給付金に関するもの  
合格証書の写し